

平成 30 年 2 月 22 日
 公益財団法人日本容器包装リサイクル協会
 プラスチック容器事業部

材料リサイクル手法の再商品化製品品質評価

材料リサイクル再商品化製品の品質確認（登録基準遵守状況確認）のため、各社の自主検査に加え、容リ協会でも自ら試料を採取し品質測定を実施する。また、総合的評価のための試料採取、品質評価も合わせて実施することとする。

1. 品質評価対象

※PE、PP、および PE・PP 混合品の塩素分、主成分を測定する。

- * 工場内に独立した複数の製造ライン（製品種類）がある場合は、原則としてライン毎（および製品種類毎）にサンプリングを行い測定／品質確認を行う。
- * なお、総合的評価には、それら測定値群を生産量による加重平均とし、その工場の評価値とする。

※なお、PS、PET については協会による品質測定は当面、実施せず自主検査による報告によって評価するものとする。

以下は断りのない限り PE、PP、および PE・PP 混合品に関する記述である。

2. 材料リサイクル再商品化製品の品質基準値

項目	登録基準 (再生処理ガイドライン 品質基準)	適用（備考）
塩素分	0.30%以下	自主／当協会による検査
主成分	90.0%以上	自主／当協会による検査
水分	ペレット・減容品：1.0%以下 フレーク・フラフ：3.0%以下	自主検査による*

*水分については、事業者が自ら測定し、生産管理月報に記載して協会に報告する。

3. 試料採取・品質測定の対象期間

当協会は現地検査等、再商品化事業者への訪問機会を利用し、材料リサイクル再商品化製品の試料を採取する。

- ・試料採取期間 : 通年（当年度の上期、および下期）
- ・総合的評価対象期間 : 前年度下期と当年度上期の生産量による加重平均を評価値とする。

4. 品質測定方法と登録基準適合性の判定

※登録基準適合性の判定は採集した試料毎（製造ライン（製品種類）毎）に行う。

①塩素分・主成分：

“平成30年度プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン”の「IVプラスチック製容器包装再商品化製品品質基準」に記載された方法により当協会自ら測定を行い登録基準適合性の判定を行う。

②水分：上記ガイドライン記載の方法により事業者が測定を行い、報告した測定値に対し当協会が登録基準適合性の判定を行う。

5. 登録基準（再生処理ガイドラインの品質基準）値未達の扱い

品質測定結果が、品質基準値未達の場合は、措置規程による措置の対象となる（なお、総合的評価では、未達であってもこの測定値を用いて評価する）。

6. 塩素分、主成分測定に関する注意事項

(1) 再生処理事業者による品質測定

再生処理事業者自ら実施する再商品化製品の品質測定については、自社施設で再生処理された再商品化製品が再生処理ガイドラインの品質基準に適合していることの確認であることから、測定頻度および報告についても同ガイドラインに基づき実施すること。

(2) 容リプラ以外のプラスチックと混合してペレット等を製造する場合

PE、PPの産業系再生プラ等を混合した再商品化製品を製造する場合は、投入した容リ以外のプラ等の寄与を除いて算定する。この場合、混合する容リ以外のプラ等は、塩素分0%、主成分100%と見なして計算する。

①塩素分

判定値＝

$$\text{測定結果}(\%) \times \{(\text{容リプラ投入量} + \text{容リ以外プラ投入量}) / \text{容リプラ投入量}\}$$

②主成分

判定値＝

$$\{\text{測定結果}(\%) \times (\text{容リプラ投入量} + \text{容リ以外プラ投入量}) - 100 \times \text{容リ以外プラ投入量}\} / \text{容リプラ投入量}$$

7. 総合的評価にのみ用いる測定項目

単一素材（PE, PP）を製造している場合は、総合的評価のための純度測定を行う。

※PS, PET は協会の測定対象より除外し、当該年度の上期（4月～9月）と前年度下期（10月～3月）に実施した自主検査の記録・報告によって評価する。

(1) 純度測定

① 試料採取と測定

容リ協会は、製造している PE, PP 製品について試料を採取し純度測定を実施する。

この結果で単一樹脂の判定を行う。

なお、一定品質の市場が確立している PS, PET については当面測定を実施しない。

② 測定方法、および判定基準値（総合的評価基準値）

測定方法 : プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン記載の方法

※基準% : PE ≥ 85% → 係数 = 1.0 (PE-M1)

85% > PE ≥ 60% → 係数 = 0.3 (PE-MP0)

PP ≥ 85% → 係数 = 1.0 (PP-M1)

85% > PP ≥ 60% → 係数 = 0.3 (PP-MP0)

とし、上記「係数」は下記のように、「単一素材化」評価値に反映される。

※PE, PP 認定販売量 = PE, PP 各個別販売量 × 「係数」として評価値を算定。

(H29 版 総合的評価の評価項目と評点重み 参照)

(2) その他の評価項目

総合的評価のための測定項目として、再商品化製品（PE、PP、PE・PP 混合）中の異物%、吸湿率%、及び臭気測定を実施する。なお、容リプラ以外のプラスチックと混合してペレット等を製造した場合でもそのペレットの測定値を評価する（塩素/主成分とは異なる扱いであることに注意）。

以上